

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	監視用モニタ装置において、映像不良（横稿状のノイズ）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧ユニット（34-47）において、アキュームレータベントホース亀裂部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	2号機	中央制御室パネル（9-41）内にて安全処理作業実施中、誤って安全処置中のジャンパー線に接触したことによる残留熱除去（A）系のトリップ事象が発生したため、対応検討	C	
4	3号機	動力用分電盤（3R21CKT-12）用漏電遮断器の点検時、動作不良が認められたため、当該遮断器を修理	D	
5	3号機	動力用分電盤（3R21CKT-17）用漏電遮断器の点検時、動作不良が認められたため、当該遮断器を修理	D	
6	3号機	照明用分電盤（3R53CKT-8）用漏電遮断器の点検時、動作不良及びテストボタンの破損が認められたため、当該遮断器を修理	D	
7	3号機	照明用分電盤（3R54CKT-5）用漏電遮断器の点検時、動作不良が認められたため、当該遮断器を修理	D	
8	3号機	運転日誌の炉水入口導電率低下における記録採取箇所の変更の追記漏れが認められたため、対応検討	C	
9	5号機	炉心スプレイ系スプレー隔離弁漏えい圧力計等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
10	5号機	空気抽出器第2段吸込圧力指示計の点検時、計器内器（ブルドン管）に変形が認められたため、当該ブルドン管を交換	D	
11	5号機	タービン建屋蒸気式空気抽出器室のエジクタ出口温度指示スイッチの点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該計器を修理	D	
12	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環配管の点検時、ボール回収器出口弁フランジ面に腐食が認められたため、当該フランジを修理	D	
13	5号機	計器設定に関する確認において、主復水器真空度等の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	9月4日審議分
14	5号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）オイルクーラー海水水抜き時、海水側閉止プラグの折損（2箇所）が認められたため、当該プラグを交換	D	
15	5号機	換気空調系冷却装置（A）圧縮機2において、運転時の吐出圧力に低が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	計算機室空調機（室外機A）圧縮機吐出圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
17	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプA/B軸受圧力計等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
18	5号機	非常用ディーゼル発電機機関室海水圧力計等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機機関冷却水清水圧カスイッチ等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
20	5号機	蒸気逃がし安全弁分解検査成績書において、検査手順チェックシートに記載ミスが認められたため、記載ミスを訂正及び注意を喚起	C	
21	5号機	非常用ディーゼル発電機機関潤滑油ポンプ吐出圧力計等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
22	5号機	サービス建屋主排風機（B）において、Vベルトに緩み（1本）が認められたため、当該Vベルトを点検・修理	D	
23	5号機	管理区域退出途上の管理区域退域エリア隣接の控室にて、当社社員による、警報付個人線量計の一時不携帯が発生したため、注意を喚起及び対応検討	C	
24	6号機	硫酸第一鉄注入装置において、自動注入不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉退出モニタ監視盤用モニタにおいて、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
26	その他	地質調査開始のプレス発表において、調査場所に誤りが認められたため、是正及び訂正のプレス発表を実施	B	9月5日公表済

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで